

暴力団等の排除に関する誓約

当団体は、にいがた防災交流プラットフォームへの入会申込みに当たり、次の事項を誓約します。

当団体及び当団体の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、入会申込みから退会するまでの間、次のいずれにも該当しません。

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２） 暴力団員（第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３） 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
- （４） 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- （５） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （６） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- （７） （３）から（６）に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者